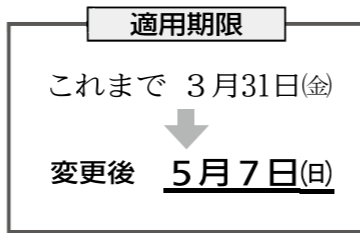




**国民健康保険・後期高齢者医療
新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る
傷病手当金(給与受給者)及び傷病給付金(個人事業主)
の適用期限の変更**



厚生労働省から、新型コロナウイルスに感染した被保険者等に係る傷病手当金(給与受給者)の適用期限を5月7日(日)までとする通知がありました。
また、市独自で行なっている傷病給付金(個人事業主)の適用期限についても同様に適用期限を延長します。
※申請する前に医療保険係まで、お問い合わせください。



**公売不動産を
リノベーションしませんか**

建築資材高騰のため、新築からリノベーション(※)に需要が変化しています。
公売不動産をリノベーションしてみませんか。次の物件は、公売の準備ができて
いる不動産となります。築年数や構造、床面積などは納税係でお答えできますので、
興味のある方はぜひ一度、お電話でお問い合わせください。
(※)・・・中古住宅を現代のライフスタイルに合った住まいによりがえらせること

【今月の納税】
介護保険料 第1期
納期限 5月1日(月)まで



1 豊栄町4丁目



2 茂尻元町北3丁目



3 北文京町2丁目



4 平岸新光町5丁目

国民健康保険の届け出、忘れていませんか？

国民健康保険は、職場の健康保険と違って、**世帯主が加入・脱退などの届け出をしなければなりません。**たとえば、加入の届け出が遅れてしまうと、被保険者になった時点までさかのぼって保険税を納めなければなりません。
また、被保険者証がない間の医療費は、全額を自己負担することとなります。



被保険者証が変わったときは・・・

被保険者証が変わったときは、医療機関に被保険者証が変わったことを伝えてください。
※資格のない被保険者証を使って受診した場合、総医療費から自己負担分を除いた額を市へ返還していただきます。

次のようなときは、**必ず届け出をしましょう！**

【国保に加入など】

- 他の市町村から転入したとき
- 職場の健康保険などをやめたとき
- 生活保護が廃止になったとき
- 子どもが生まれたとき

【国保を脱退など】

- 他の市町村へ転出したとき
- 他の健康保険などに加入したとき
- 生活保護が開始になったとき
- 加入者(被保険者)が死亡したとき

【その他】

- 住所、氏名、世帯主などが変わったとき
- 子どもが就学のために他の市町村に転出するとき

□届け出の際にマイナンバーの確認と本人確認を行なっています

